

佐賀県東部環境施設組合告示第7号

佐賀県東部環境施設組合（以下「本組合」という。）で実施する次期リサイクル施設整備・運営事業に係る設計施工監理業務（以下「本業務」という。）について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び佐賀県東部環境施設組合契約事務規則（平成30年規則第7号）第2条において準用する鳥栖市契約事務規則（昭和39年規則第21号）第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年5月8日

佐賀県東部環境施設組合 管理者 向 門 慶



1 入札に付する事項

次期リサイクル施設整備・運営事業に係る設計施工監理業務

2 履行場所

佐賀県鳥栖市立石町地内

3 履行期間

事業契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

4 入札方法

条件付一般競争入札

5 事業概要

次期リサイクル施設整備・運営事業に係る設計施工監理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に示すとおり

6 参加資格

参加者は、次に掲げる参加資格要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町（以下「組合構成市町」という。）のいずれかの最新の競争入札有資格者名簿に登録があること。
- (2) 入札公告の日から入札の日まで、組合構成市町のいずれかの入札参加指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のほか、次に該当する者でないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けたものを除く。

(4) 過去10年以内に地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）が発注するごみ処理施設（基幹改良事業、中継施設整備及びストックヤード整備等に係るものは除く）による設計施工監理業務（設計着手から竣工まで）について複数の実績を有すること。

(5) 仕様書に掲げる要件を満たす各監理員を適切に配置できること。

7 入札参加申込及び資格審査

入札参加を希望する者は下記の提出書類等を次のとおり提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出書類等（佐賀県東部環境施設組合ホームページよりダウンロード）

- ①入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ②同種業務の実績調書（様式第2号）
- ③配置予定技術者調書（様式第3号）
- ④会社概要書（様式第4号）

(2) 提出期間

令和8年5月8日（金）から令和8年5月26日（火）まで（9時から17時まで）
郵送の場合は、令和8年5月26日（火）必着とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特別記録）

(4) 提出先

〒849-0102
佐賀県三養基郡みやき町大字簗原4432番地
（鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ）
佐賀県東部環境施設組合 事業2係

(5) 入札参加資格の有無の通知

申請者の入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格のない者へは5月28日（木）までにその旨を通知する。

8 入札公告書類等の公開

(1) 入札公告書類等の公開

入札参加資格確認申請書及び本業務の仕様書等の入札公告書類等を佐賀県東部環境施設組合ホームページにて公開する。

(2) 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

1) 提出期間

令和8年5月8日(金)から令和8年5月19日(火)正午まで

2) 提出方法

佐賀県東部環境施設組合へ電子メールにて提出すること。電話での質問は受け付けない。また、提出後に受信確認の電話連絡を行うこと。

(メールアドレス：info@s-toubukankyo.jp)

3) 回答

上記の質問に対する回答は、令和8年5月21日(木)に組合ホームページにおいて公表する。

9 入札の日時、場所等

(1) 日 時

令和8年6月2日(火) 10時30分から

(2) 場 所

佐賀県三養基郡みやき町大字箕原4432番地
鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ2階会議室

(3) 方 法

直接入札とする。郵送等による入札は認めない。

(4) 入札に関する条件

① 予定価格

89,200,000円(消費税額及び地方消費税額を含まない額)

② 最低制限価格

59,500,000円(消費税額及び地方消費税額を含まない額)

③ 入札保証金

免除

④ 入札回数

1回

⑤ 入札開始

入札者は所定時刻までに入札会場に入場すること。入場できる者は、1名とする。

⑥ 委任状

代理人が入札しようとするときは、委任状を提出すること。

⑦ 入札書

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって、落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の

110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書に記載された金額に対する業務費内訳書（各会計年度の業務費が分かるようにすること）を当日、提出すること。

10 契約の締結

(1) 契約保証金

契約締結時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

ただし、佐賀県東部環境施設組合契約事務規則第2条において準用する鳥栖市契約事務規則第26条第1項の規定に基づく担保を供することによって保証金の納付に代えることができる。また、同規則第27条第1項の規定に基づく履行保証保険契約の締結を行った場合は、保証金を免除する。

(2) 前払金

会計年度毎に当該年度の予定額の3割以内の額とする。

(3) 部分払

有り（各会計年度1回以内）

11 その他

入札その他の取扱いについては、佐賀県東部環境施設組合契約事務規則その他管理者が別に定める要領等によるものとする。

12 問合せ先

〒849-0102

佐賀県三養基郡みやき町大字簗原4432番地

佐賀県東部環境施設組合 事業2係

TEL:0942-81-8845

Mail:info@s-toubukankyo.jp